

令和 7 年度

# 子供食堂推進事業

## 補助金

### 申請の手引き



東京都・世田谷区

## I. 目的

民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場（以下「子供食堂」という。）を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子供食堂の開催（会食）に加え、子供食堂で調理又は用意した弁当や食材を取りに来た子供やその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）及び子どもの自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援することを目的とする。

## 2. 対象となる団体

- (1) 社会福祉協議会の子ども食堂運営助成金を申請した上で、不足分について申し込むこと
- (2) 原則として会食をした上で、月に1回以上、定期的に子供食堂（会食）を実施すること  
※ただし、配食や宅食の実施回数については、この限りではない。
- (3) 1回当たり子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）会食が10名以上参加できる規模で開催すること  
※ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りではない。
- (4) 事業実施時は、常時、責任者を配置し、安全に配慮した開催を図ること
- (5) 事業の規模に応じて、必要な職員体制を確保すること
- (6) 子供食堂本事業で提供する食事は、原則として子供食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとすること
- (7) 社会福祉協議会又は世田谷区が関わる子供食堂及び関係機関等の連絡会の構成員であること（年に1回以上関係機関との研修会に参加すること）
- (8) 子供食堂の開催時や配食・宅食の際には、利用する子どもや保護者参加者の生活状況を把握し相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関に繋ぐよう努めること。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は子ども家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。
- (9) 定款または会則やこれに準ずるものを備えていること
- (10) 事業規模に応じてのスタッフの人員体制を確保・配置していること
- (11) 事故発生時の対応のための保険に加入していること



### 3. 順守事項

対象となる事業を実施する際は、下記の各号をお守りください

- (1) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、食品衛生管理等の指導や助言を求めていること
- (2) 食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令等に基づく適切な衛生管理体制を確保すること
- (3) 参加する子どもへの食物アレルギーの有無を確認し、食材の確保に十分注意すること
- (4) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、主催者等の間で周知が徹底されるよう努めること
- (5) 主催者等が参加者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につなぐよう努めること
- (6) 食事提供の対価として食事代を徴収する場合に、本事業の目的等を勘案して適切な金額等の設定を行っていること
- (7) 活動中の安全な運営に関して必要な指示を受けること
- (8) 個人情報の適正な管理に十分に配慮し、事業の実施に関する主催者等が業務上知り得た情報を漏らさないよう、個人情報の厳格な取扱いを行うこと

### 4. 対象となる事業の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### MEMO

## 5. 対象となる経費・助成金額

### I. 助成金額

(1) 子ども食堂の開催 ※「会食形式」を行う子ども食堂のみ対象

月額40,000円×月数 年額:480,000円を上限

(2) (1)に加え、配食・宅食による取組み

| 食堂あたり 年額:720,000円を上限

(3) (1)(2)に加え新たな子供食堂立ち上げや支援の拡充に要する  
設備整備費等

| 食堂あたり 年額:500,000円上限

※冷蔵庫やワゴン車のリース、デリバリーカートの購入等、設備整備に要する経費  
が対象です。

※購入予定物品等の見積書を必ず提出してください。

※現行物品についての修理等については、対象になりません。

(4) 子どもや保護者以外の区民(その他:高齢者・障害者・他)への取組み

1名300円、1団体あたり、年間200名(年額:60,000円)上限

※対象となる経費は、全補助金科目(①食材費～⑪食材運搬に係る交通費)

### II. 対象となる経費

(1) 次の①～⑪に掲げるものが補助金対象となります。

- ① 食材費 (例:子ども食堂に関わる食材の費用)
- ② 行事費 (季節行事に関わる食材の費用)
- ③ 消耗品費 (例:お弁当箱・消毒液・食器洗い洗剤等)
- ④ 光熱水費 (子ども食堂を利用している時間帯の費用等)
- ⑤ チラシ等の印刷費 (子ども食堂の周知の為の印刷費等)
- ⑥ 食材の運搬費に関わる燃料費 (車両使用のガソリン代)
- ⑦ 会場の賃借料 (子ども食堂を賃借している費用)
- ⑧ 車両の賃借料 (レンタカーの賃借料及び駐車場料金)
- ⑨ 郵便等通信費 (切手・封筒・レターパック等)
- ⑩ 保険料 (子ども食堂に関わる保険料)

- ⑪ 食材の運搬に関する交通費（自転車、バス、タクシー利用料、スタッフの交通費は含まない）

※ボランティアの交通費は、自己資金支出に計上してください。

※人件費は補助金の対象外となります。

対象の経費について、詳しくは添付資料『子供食堂 申請・実績報告書作成の注意点』をご参照ください。

## 6. 申請及び交付について

(1) 申請受付期間: **令和7年6月6日(金)まで(必着)**

(2) 提出書類

申請には、次に掲げる書類を提出してください。

※このほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

① 子供食堂推進事業補助金交付申請書 【第1号様式】

② 会則、規約、設立趣意書またはそれに準ずるもの

③ 会報、通信、チラシその他広報物

④ 令和6年度決算書及び活動報告 (様式は問いません)

※令和7年度に新規開設する団体は提出不要。

⑤ 令和7年度予算書及び活動計画書 (様式は問いません)

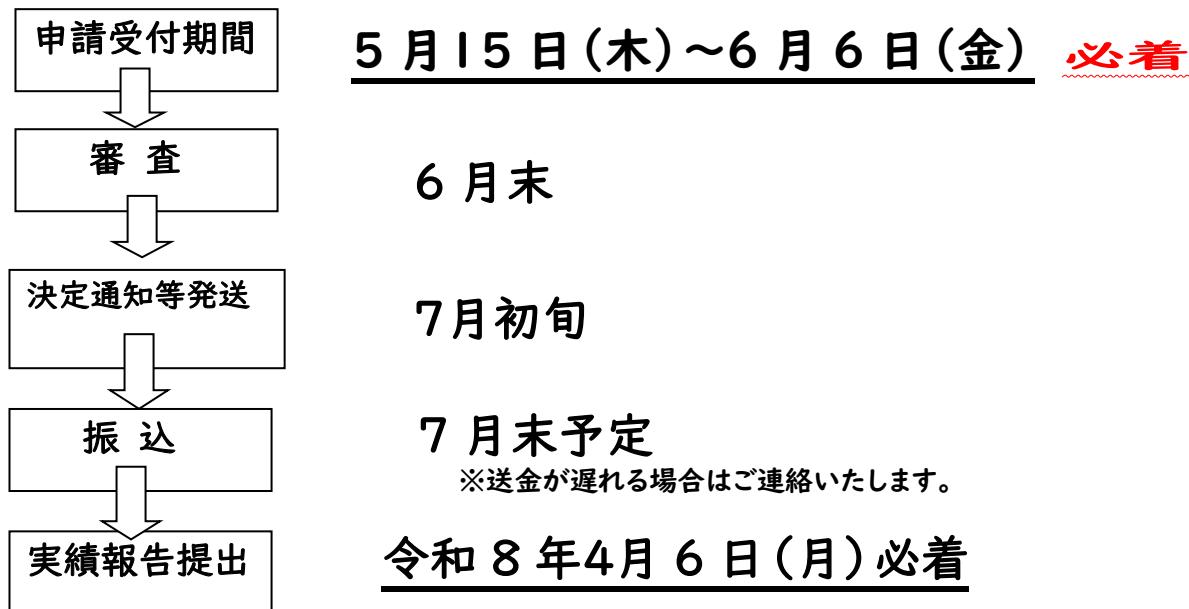
⑥ 通帳のコピー(団体の金融機関口座)

※口座名に子ども食堂名が記載されているもの

※代表者等の個人名口座や、NPO法人等の本部口座は使用不可

⑦ 新たな子供食堂立ち上げや支援の拡充に要する設備整備費等の内訳及び見積書(該当団体のみ)

### (3) 申請から交付、実績報告までの流れ



**!!返金がある場合(※)は、令和8年3月13日(金)までにご連絡ください!!**

(※) 決算額が予定よりも下回った場合、助成金の一部が返金となります。計画的に事業が実施できているか、定期的に点検してください。返金になるかどうか判断に困る場合は、期日前にご相談ください。

## 7. 注意事項

### (1) 年度を通じて1団体につき1件の申請です。

※同法人であっても、会計上独立していると認められる場合は1団体とみなします。

(2) 下記に該当する場合は、補助金を交付しないもしくは返還を求める場合がございます。

- ①暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。（以下「暴排条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体であること
- ②法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成委員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいること
- ③公序良俗に反する活動を行うこと
- ④子供食堂を実施する際に特定の政党又は政治団体のための活動又は特定の宗教のための活動を行うこと

(3) 交付決定後下記の内容が認められた場合は交付を取り消します。

- ①偽り又はその他不正の手段により子供食堂推進事業補助金の交付を受けたとき

- ②子供食堂推進事業補助金をその対象となる事業以外の用途に使用したとき
- ③実績報告による事業の成果又は事業費の実績額が交付申請の内容を著しく下回るとき
- ④子供食堂推進事業補助金の交付決定の内容、これに付した条件、子供食堂推進事業補助金の規程に基づく指導に従わないとき

## 8. 相談・提出先

申請書類は下記宛に郵送またはご持参ください。ご不明な点はお気軽にお問合せください。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 地域事業係

電話 03-5429-2233 FAX 03-5429-220

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟4階

※提出先の係名が昨年までと異なりますので、ご注意ください。

## 《 よくあるご質問 》

Q. 他のファンドなどから助成を受けている場合でも申請できるのでしょうか？

A. 申請できます。

ただし、申請ができない場合もございますので、規定等の確認をお願いいたします。

Q. 補助金を受けた後、予定していた事業が変更になった場合は？

A. 担当窓口にご相談の後、変更届（定形）および必要書類をご提出いただきます。

その上で変更後の事業内容、支出項目が対象かどうかを再審査し、助成金使用の可否を決定します。ただし、受理した場合においても、決算額が予定よりも下回った際は、期限を定めて返金を請求いたします。

また事前に変更届提出をせず事業を実施した場合も、補助金の返金を請求する場合がありますので、事業内容に変更がある場合は必ず事前にご相談ください。



ご相談等の際は電話で連絡の上、お越しください。

<受付・問合せ先>

社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 地域事業係

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟 4階

電話:03-5429-2233 FAX:03-5429-2204

